

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(1～4号機出入管理所周辺の管理対象区域変更等)に係る面談
2. 日時：令和5年5月31日(水) 10:30～11:30
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、塩唐松審査係長、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名(テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当3名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(1～4号機出入管理所周辺の管理対象区域変更等)について、主に5月9日の面談において指摘した事項に対する回答の説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- まとめ資料中で記載している1～4号周辺防護区域出入口周辺の運用状況について、現在の運用状況、実施計画の記載内容、本申請認可後の運用予定を明確に示すこと。
- まとめ資料1.12下段の記載が、現在の運用に沿った内容となるよう追記すること。併せて、今後の放射線管理基本マニュアル改訂時にも同内容の追記を検討すること。
- 管理対象区域から汚染のおそれのない管理対象区域に出入りする場合に汚染検査を省略できるとしているが、現在の記載ではその運用を可能とすることが明確に示されたものとなっていないため、現状の運用に沿った内容となるよう実施計画の記載を見直すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についての適合性について(免震重要棟他における管理対象区域図の変更)
- 指摘事項リスト(まとめ資料へ反映箇所)
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表(案件：免震重要棟他における管理対象区域図の変更について)

以上